

原子力委員会
原子力防護専門部会（第23回）
議事録

1. 日 時 平成23年8月4日（木）10時00分～12時00分

2. 場 所 中央合同庁舎4号館4階 共用第4特別会議室

3. 議 題

（1）核セキュリティの確保に対する基本的考え方（審議）

（2）原子力防護専門部会技術検討WGの進め方（報告・審議）

（3）その他

4. 配布資料

資料第1号 核セキュリティの確保に対する基本的考え方（案）

資料第2号 IAEA核セキュリティ基本文書、我が国の核セキュリティに対する基本的考え方の要素及び核セキュリティに対する我が国の基本的考え方の対比表

資料第3号 原子力防護専門部会技術検討WGについて

資料第4号 原子力委員会原子力防護専門部会（第21回）議事録

5. 出席者

委員： 内藤部会長、飯田委員、板橋委員、岩橋委員、衣笠委員、
東嶋委員、中込委員、山本委員

原子力委員：近藤委員長、秋庭委員、大庭委員、尾本委員、

事務局：中村参事官、吉野企画官、加藤補佐、犬飼調査員

(内藤部会長) それでは、定刻になりましたので、第23回の原子力防護専門部会を始めさせていただきます。お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

本日は、ご都合によりまして、青山委員、交告委員、小佐古委員におかれましてはご欠席となります。

また、本日の部会につきましては、前回に引き続きまして公開で実施することとしております。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

本日の最初の議題ですが、まず、前回の部会で核セキュリティの確保に対する基本的考え方(案)についてご審議いただきました。その議論を踏まえまして、事務局のほうで(案)の修正を行いましたので、事務局から修正案につきましてご説明いただいた後、皆様にご審議いただくことにいたします。

2つ目の議題は、技術検討ワーキング・グループでの検討の進め方につきまして、事務局から説明を受けた後にご審議いただきます。

では、まず初めに配布資料の確認を事務局からお願いいたします。

(事務局：加藤補佐) それでは、お手元に配布させていただきました資料につきましてご確認させていただきます。

まず、資料の第1号でございますが、核セキュリティの確保に対する基本的考え方(案)でございます。続きまして、資料の2号といたしまして、IAEA核セキュリティ文書、我が国の核セキュリティに対する基本的考え方の要素及び核セキュリティに対する我が国の基本的考え方の対比表、これはA3の資料でございます。それと、資料の第3号といたしまして、原子力防護専門部会技術検討ワーキング・グループについて。次に、資料の第4号といたしまして、原子力委員会原子力防護専門部会(第21回)の議事録となっております。

そのほかに配布資料といたしまして、IAEAの基本文書、英語版及び日本語版、それとIAEAの勧告文書、3つの勧告文書ですが、225のRev.5、RI及び検知と対応に係る文書のそれぞれ英語版と日本語版の資料につきまして、灰色の紙ファイルにとじてございます。

資料のほうは以上でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。落丁等はございませんでしょうか。よろしいようでしたら、議題を進めさせていただきます。

議題の1は、核セキュリティの確保に対する基本的考え方の(案)でございます。前回の部会での議論を踏まえまして修正いたしました(案)につきまして、事務局よりご説明いただきます。

質疑応答、コメント等につきましては、資料の説明の後、行います。

それでは、ご説明お願いいたします。

(事務局：吉野企画官) それでは、資料1の説明をさせていただきます。

その前に、大変恐縮でございますけれども、事務局員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。

先回まで稲場調査員が、特に皆様方とのご出席などのご連絡をさせていただいておりましたが、人事異動で交代いたしまして、後任として、左におります犬飼が着任しております。今後、彼が中心となつていろいろなご連絡をさせていただくと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、資料1の説明をさせていただきます。お手元の資料1、あとそのもととなっておりますIAEA文書、ファンダメンタルズとの対比といたしまして、資料の第2号を用意させていただいておりますが、第2号のほうは必要に応じて参照するという形とさせていただきます。資料1を説明させていただきます。

前回ご審議いただきましたところでございますので、変更点を中心にご説明させていただきます。核セキュリティの確保に対する考え方の(案)でございます。

まず、全体の文体でございますけれども、前回は「ですます」調で統一させていただいていたところでございますけれども、やはり特に、規制を課す義務感、義務を書くといったような観点からであれば、「である」調のほうが望ましい部分が多々あるのではないかとご指摘をいただいたところでございます。

そのご指摘をいただきまして、2ページ、「1. はじめに」以降の本文は、基本的に「である」調で統一をさせていただいているところでございます。ただ、1ページから2ページにございます前文に関しましては、特に前文の最後のほうで、国民への期待といったようなところを記しておるところでございますので、「ですます」調で書かせていただいております。このような、前文が「ですま

す」調で、本文が「である」調というのは、白書などでも使われているような書き方でございます。

続きまして、内容に入らせていただきます。

前文のところでございますが、まず最初、中段のところでございます。「現行法令においては、INFCIRC/225の4次改訂までが考慮され」というところ、「数次にわたる改訂」だけでは、どこまでが国内に反映されてきているのかがやや不明であるというご指摘を踏まえて、変更させていただきました。

また、INFCIRC/225が、5次のものが既に出ているということをおの下に付記させていただいているところがございます。

また、このINFCIRC/225だけではなく、そのほかの核セキュリティ・シリーズ文書が出てきたということをよりわかりやすくするために、一番下のところがございますが、「これまでの核燃料物質だけでなく」以降の3行の文章の最後で、「核セキュリティ」に変わりましたという文を挿入させていただいております。

また、下の脚注のところがございます。前文のところに「規制行政機関」という言葉が出てまいります関係上、ここで規制行政機関の脚注を持ってきて、脚注は言葉が出る最初のところにきちんと付記すべきという前回のご指摘がございましたので、そのようにさせていただいております。規制行政機関のその記述でございますが、若干の変更がございます。この規制行政機関の中の、最後の「輸送の防護においては」というところがございますが、前回、「都道府県警」という表現でございましたが、根拠法の原子炉等規制法の記述に統一しまして、都道府県公安委員会という記述とさせていただいております。

また、前回の（案）では、この後、警察庁が付記されておりましたが、警察庁は、原子炉等規制法上では直接の規制機関ではないものですから、ここからは削除させていただいたものでございます。

続きまして、次のページにお進みいただきます。次の2ページ目は、下の脚注のところの関係行政機関のところがございます。こちらのほう、従来でございますと、輸出入の水際対策に法務省を位置づけておりましたが、法務省の役割は主として治安当局であるということがございますので、治安当局のほうに、例示として場所を移させていただきました。

また、前回、原子力の利用の促進でございますとか、総合調整の機能として、当原子力委員会をちょっと記述するのを——大変お恥ずかしいものでございますが——失念しておりましたので、原子力委員会を2カ所、挿入させていただいております。

あと、外務省の役割を従来は「その他」とさせていただいておりますが、「外交当局」として外務省という形で明確にさせていただいたものでございます。

また、脚注の6番、一番下でございますが、前文の中に、今後この報告書が国内の関係行政機関において尊重されて、着実に実施されることを期待しますという表現があるんですが、この表現では、全く今回、核セキュリティ・シリーズで書かれていることが我が国の中において未着手であるという、特に基本文書に関しては未着手であるというふうにも受け取られる懸念があるということでございまして、この6.にあるように、既に実施に移されているものもあるということに記載させていただいております。

次の3ページでございます。②のところでございますが、「有害な影響を出来る限り」ということで、小さくするというをより強調した表現とさせていただいております。

あと、「規制等の仕組み」ということで「等」をつけさせていただきまして、主たる対策は規制ではございますが、その規制以外にも、いわゆる行政行為としていろんな準備をし、訓練をするといったようなことも非常に重要な構成要素でございますので、そういったものも含めた表現として「規制等の仕組み」という表現とさせていただいております。

③のところは、セキュリティに関する用語に関しましてできるだけ統一をするということございまして、意味をより通りやすくするために、ここでは「セキュリティの確保」という言い方を採用させていただいております。

また、そこの下から2行目のところ、「必要な管理の外にある」という表現でございまして、前回、幾つか同趣旨の内容が複数の表現にばらけているというご指摘をいただきましたので、ここは「規制に基づく管理の外にある」という表現に統一させていただいております。

続きまして、2.のところでの①の【規制行政機関の役割】でございますが、従来、「保有並びにこれらを利用する活動又は輸送を行うことができる者」とい

う表現でございましたけれども、保有だけという場合が考えられるということでございまして、「利用・輸送等」という形で、漏れのないような表現とさせていただきます。

また、その下の「国の許可を得た」というところも、必ずしも許可のレベルじゃないものでも、セキュリティの対策を求める場合があるということを踏まえまして、「許可等」という表現で、漏れのないようにさせていただきます。

次のページに移りまして、②【許可事業者の責任】のところでございますが、ここは、全体の構成——この第2章の中の個々の項目の順番を入れかえるというご指摘を前回いただいたことを受けまして、下の②を④のほうに移させていただきましたというものでございます。

また、③のところでございます。【各行政機関の統合及び調整】ということでございます。単に調整だけではなく、全体を統合する機能、行政の統合する機能が重要であるという前回委員のご指摘を踏まえまして、統合の観点をつけ加えさせていただきます。

続きまして、⑤【関係行政機関と許可事業者の連携】のところでございます。これは、最後——次のページの上のところでございますが——なお書きをつけ加えさせていただきました。こちらのほう、いろいろ事務局のほうでも関係省庁とも調整したところがございますが、地方自治体などとの連携、情報交換が重要であるとともに、その一方で、機微情報の保護とのバランスが大事であるということございまして、機微情報の管理についても留意するようということをごつけ加えさせていただきます。

⑥【機微情報の管理】でございますが、許可事業者にも機微情報の管理を求めることを明確にすべきということをご指摘いただきましたので、追加させていただきます。

⑦でございます。前回、「犯罪化」という形で載せさせていただきましたものがございますが、表現を【核セキュリティに反する行為に対する制裁】という形で、前回のご議論を踏まえまして変更させていただきます。また、位置を変更した関係で、全文がちょっと全ての色が赤くなっているというものでございます。

文章といたしましては、2行目のところの「犯罪行為又は故意の違反行為を漏

れのないように」と、犯罪行為と明確に法律化されているかどうかがわからないものをきちんと法律化するというので、「漏れのないように」という言葉を挿入させていただきました。

また、その下のところも、今回は「懲罰を科す」という言い方でしたが、表題に合わせまして、「制裁を課す」という表現と変更させていただいたものでございます。

次のページにお進みいただきまして、⑧でございます。こちらのほうも、「許可された者が特定できない」という表現と、「帰属先不明」という表現が重複感があるということでございましたので、「帰属先不明」という表現に統一させていただくとともに、本文のところでその定義の微妙な違いを明確に書くということでございまして、「帰属先不明の、又は管理責任者が管理能力を有しない」という場合、というふうな表現とさせていただいております。

また、そのような場合に、速やかに対応していくことが重要であるというご指摘をいただきましたので、速やかに、又は付託する手続きを整備し、当該物質が発見された際には、迅速に対応すべきである、というふうに、そのスピード感を強調する表現とさせていただいたものでございます。

⑨のところ、ここは表現上の整理でございます。

⑩【国際協力及び国際支援】のところでございます。情報交換等を——「べきである」という義務感のある表現でございますが、こちらのほうはボランティアな範疇のものというのが基本ということでございますので、「ことが必要である」という表現、また2段目の第1文も「努めるべきである」という形で、積極的に行うことが望ましいが、義務ではないという表現へと少し変更させていただいたものでございます。

また、この国際協力・国際支援の議論の中で、外交当局ないしは外交関係が非常に重要であるというご指摘をいただきましたので、第3段落目といたしまして、国は、これらの協力及び支援を行うため、さらに4. の⑤及び5. の⑤——発災時の情報提供でございますが——につきまして、迅速かつ適切に行うための連絡等を行う体制を、二国間関係、多国間関係、I A E A等国際機関を通じて整備すべきであるという、外交関係の体制整備について言及させていただいたものでございます。

次のページにお進みいただきまして、表現ぶりの変更、④【リーダーシップの発揮】でございます。前回、リーダーシップの発揮というのが、本文の中からは十分に読み取れないというご指摘がございましたので、このように表現させていただきます。

⑤【内部脅威対策】でございます。前回、表現が非常に複雑であるというご指摘をいただきました。また、人権への配慮などもというご指摘もいただきましたので、ここがございますとおり、表現を基本的に二重否定のような表現を極力避けた単純な表現とするとともに、「法に基づき、また、人権に配慮して」というのを挿入させていただいたところでございます。

次のページにお移りいただきまして、4. ①【脅威の特定】、こちらのほうは、長い括弧の注釈がございましたので、下の脚注のほうに移らせていただいたということでございます。

③でございますが、1)、こちらは事務局のほうでの修正でございますが、「特定される脅威の内容及びその発生頻度」ということで、発生頻度という概念を内容の中に含めて事務局では書いておりましたが、いろいろ検討した結果、やはりわかりづらい、または発生頻度は重要な項目であるということで、明記するという形に変更させていただいたものでございます。

そのほか、9ページは文体の変更のみでございます。

10ページに関しましても、最初の「等級別取組の考え方に基づいて」というのは、項目の冒頭で書いてあることを念のためここで繰り返すというためのものでございます。

⑤【核セキュリティ事案の検知】以降でございますが、前回は一つの大きな章、項目で、このように小見出しをつけておりませんでした。ややわかりにくいというふうなことがございました。特にアフターのところも、発災前・発災後の線のところで、非常に議論がしづらいというようなご指摘もございましたので、このように小見出しをつけて整理させていただきました。

内容的には大きな変更はしておりませんが、順次ご説明いたしますと、（検知及び連絡）におきましては、対応策を講じる主体を明記させていただきました。これは事務局での修正でございます。

あと、（計量管理）のところでございます。なお書き以降がございまして、前

回も、保障措置との関係に関しまして、I A E Aとの場でも、この核セキュリティのための計量管理は非常に議論がまだ、まさにされているところであるというご指摘をいただきまして、何らかの工夫をとということをございました。

議論に参加している関係者、行政機関や団体の方にも確認をちょうだいいたしました。また、まだ非常にあいまいもことした段階にあるので、なかなか両者の関係を性格づけるのが難しいということが確認されましたので、本報告書の段階といたしましては、今回はちょっと言及しないということ（案）をつくらせていただいたものでございます。

【国際社会への情報提供】に関しましては、外交関係からいって必要な修文を、外交当局のサジェスションを受けてさせていただいたものでございます。

11 ページの一番上のところの「国は、」以降の連絡体制のところは、先ほど申しました全体的な議論の、体制の議論のところへ移動させていただいたという整理でございます。

⑥の【許可事業者による核セキュリティ事案への対応計画】というところでございます。こちらのほうは、見出しのほうを、発災前・発災後という意味で、ここは主に発災後を念頭に置いているところでございます。この核セキュリティ事案への対応というのをちょっと強調した見出しとさせていただきます。それと、内容に関しましても小見出しを書かせていただいて、発災後の対応であるということをごわかりやすくさせていただいたものでございます。

⑦に関しましても——こちらのほうは規制行政機関と関係行政機関の発災後の対応でございますが——同様にわかりやすくさせていただいたものでございまして、特に2つ目の（危機管理計画への移行）のところに関しましては、円滑な移行が重要であるというご指摘がございましたので、「円滑な」という言葉を挿入させていただいたものでございます。

また、次の12 ページでございます。（行政機関間の調整及び情報共有）というところでございますが、こちらのほう、やはり前回、1 Fの今回の事故対応におきましても、関係する行政機関間の情報共有が非常に重要であるということがわかったというご指摘がございましたので、「的確な情報共有の仕組み」というのを追加させていただいたところでございます。

また、（訓練の実施及び計画の見直し）のところでございますが、行政機関サ

イドの訓練に関しましては、許可事業者と必ず一緒にやるということではなく、単独でも必要な場合にはやるということがあり得るということで、必要に応じ、協力を得てという表現とさせていただいたものでございます。

続きまして、5. でございます。

【関係行政機関の役割】の2段落目でございます。影響の中に可能性も踏まえたというふうに表現しておりましたが、可能性はやはり明確に出すということが重要であろうということで、出させていただいたものでございます。

また、②の【大規模イベント及び枢要な地点】に関しまして、枢要な地点とただけではややわかりづらいということがございますので、15といたしまして脚注をつけ加えさせていただいたものでございます。例示として、「空港、ターミナル駅等」と書かせていただいたものでございます。

13ページへお移りいただきまして、③のところでございます。こちらのほうは、本文、前回、所在不明・紛失・規制上必要な管理の外にあると、3つの表現が、非常に重複感があってわかりづらいというご指摘がございました。

こちらのほうは、英語のほうの表現で申しますと、ロスト、ミッシング、アウト・オブ・レギュラトリーということでございまして、必ずしも整理が明確ではないので、概念としては、アウト・オブ・レギュラトリーの中にほぼすべて入ると整理いたしまして、「規制上必要な管理の外にある」という表現で一本とさせていただきます。

その括弧書きにありますとおり、若干、ロストの意味合いといたしまして、「管理責任者の管理する施設内にあるが具体的な所在」——本来あるべき金庫などから不明になった場合などのことを指すことがあることから、これを含むというのを念のためつけ加えさせていただいたというものでございます。

④の【管轄区域内及び国境における検知】でございますが、水際措置のための能力開発や技術支援などが重要であるというご指摘を前回いただきまして、ここに付記させていただいたものでございます。

⑤【国際社会への情報提供】、こちらのほうは、規制上必要な管理の外にある——第5章の定義といたしましては、⑥の対応計画のほうで記載させていただいたものでございますけれども、4章のほうでは情報提供のほうを検知のほうに含めて整理しておりましたので、検知の直下に特出しするという形で位置を、構成

を変えさせていただいたものでございます。

14ページが【核セキュリティ事案への対応計画】ということでございまして、こちらのほうも小見出しをつけさせていただきまして、わかりやすくさせていただいたというものでございます。

また、特に（計画の作成及び体制の整備）のところ、最後の2行のところでございますが、「あらかじめ計画しておくとともに、この計画を適切に実施するための体制の整備に努めるべきである。」ということでございまして、体制の整備が重要であると。特にいわゆる大規模などのようなことが万が一起こった場合には、非常に、体制の整備を事前に行っておくことが重要であるというご指摘が前回ございましたので、その旨をここで追加させていただいたものでございます。

そのほかは、表現上の変更でございまして、最後15ページ、「おわりに」でございまして。

こちらのほう、①の1) 防護措置の強化のところでございますが、関係行政機関の強化、体制、資機材の確保のところでございますが、こちらのほうも、許可事業者が規制行政機関、関係行政機関と連携しつつ強化をする。また、関係行政機関も、規制行政機関及び許可事業者と連携しつつ、いろんな体制確保などをしなければいけないということで、2行、両者の関係を明確にする観点から挿入させていただいたものでございます。

3) 教育・訓練の強化ということでございまして、教育の重要性もご指摘がございましたので、挿入させていただきました。

また、規制行政機関の役割が漏れておりましたので、規制行政機関の役割を追加させていただいたというものでございます。

あと②に関しましては、表現上の修正で、一番最後の行でございます。前回、福島第一の教訓に関しましては、国際的な発信という意味を含めても、またセキュリティ上の対応という意味を含めても、できるだけ速やかにさらなる検討をしていくことが重要であるというご指摘がございましたので、ここに「速やかに進めていくこととする」という語を挿入させていただいたものでございます。

ご説明は以上でございます。最後にあとつけ加えさせていただきますと、本日、お三方の委員がご欠席でございますが、お三方の委員に対しましては、本日お示ししている（案）の少し前のバージョンでございますが、事前にお届けいたしま

してご確認をいただいて、ご了承をいただいているというところでございます。

私からの説明は以上でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきましてご審議をお願いいたします。

中込委員。

(中込委員) 何ページからでもよろしいでしょうか。

(内藤部会長) では、まず全体で何か、構成でご意見はございますでしょうか。全体の構成で。全体について、衣笠委員。

(衣笠委員) ちょっと確認させていただきたいんですが、12ページの脚注の14というのがあるんですが、ここに線が入っているんですが、微妙に、アンダーラインなのか消してあるのかがちょっとわかりにくいんですが、これ、消すんだったら、13の脚注があつて次15になるので、14の脚注ってないということになるんですが、上を見ると、5.のタイトルのところ「規制上必要な管理の外にある」と書いて14があるんですが、これとはどんなふうになっているのかをちょっと整理していただけますか。

(事務局：吉野企画官) すみません、こちらのほうはワードのプログラミングの関係でございますが、この14番の脚注の位置を——この「規制上必要な管理の外にある」という表現を2ページの上から4行目に最初に持ってきたもんでございますから、ここに移させていただきます。

(衣笠委員) はい、わかりました。

(事務局：吉野企画官) したがって、この14番は削除でございますが、脚注の番号としてはちょっと削除しても残ってしまいますので、これを最後リターンを押しますと全部、番号がちゃんと統一されるという形になります。恐縮でございます。

(衣笠委員) 了解しました。ありがとうございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。ほかにございますか。

ないようでしたら、じゃ、ページごとで、まず1ページから2ページ、「はじめに」の前まで、何かございますでしょうか。

岩橋委員。

(岩橋委員) 何回も見させていただいて、前からそのまま、今初めて気がつい

たのでちょっと申し上げるんですけど、「はじめに」の何行か上のほう、「はじめに」の前の最後のパラグラフで、「今後、規制行政機関、関係行政機関及び国において」云々で、「期待します。」こうなっているんですけど、国が3番目に出てきてるんですけど、ちょっと、期待する場合はやっぱり——気持ちはわかるんですね、規制行政機関が一番関係が深いんでという感じだと思うんですが、最初に国を出したほうがいいんじゃないかなとこう、今ふと思いましたので。

以上です。

(内藤部会長) 消去法で、規制行政機関、関係行政機関を除いて行くと、国って何か残るんですかね。内閣府とか、安規室とか、そういうことを言ってるんですか。

(事務局：吉野企画官) 国といった場合には、この関係行政機関などに列挙してるもの以外、総体も含めますし、また、政府ではなく国という表現をさせていただいておりますので、行政機関以外、国全体も指すという意味で使わせていただいております。

したがって、国だけを残すというのはちょっとさすがに、非常に意味が通りづらくなるかと思えます。したがって、岩橋委員がご指摘のとおり、関係が深い順番に並べさせていただいたというものなんでございます。

(近藤委員長) これらを除いて「国」と言っちゃうと、またなんか。それは定義ができなきゃ、瞬間的に答えができないんじゃない、やめたほうがいい。そこまで考えてないのなら。民間も含みか。

(事務局：吉野企画官) 行政機関以外の立法府、司法府も含めという意味で。

(近藤委員長) 立法府を含め。

(事務局：吉野企画官) はい。

(近藤委員長) その他と書くんだけど、立法府というのはあるかなあ。

(事務局：吉野企画官) まあ。

(中込委員) Rev 5 なんかですと、国というのが出てきますよね、ステートというのが。これは、どこまで言うんですか。これがいつもわからないんですが。国というと漠然として、何となくわかるような気がするんですけども、実際は、じゃ、規制当局だけが関心を持てばいいのかとかですね。ちょっと、どう理解していいか。

(内藤部会長) これはもう、本来は民間も含めた全体でしょうね、ステートはね。ちょっとここで時間をとってあれなので、ご指摘ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

それでは、「はじめに」、2 ページ目の 1. から 3 ページの 2. の前まで、「はじめに」のところですよ。

(近藤委員長) すみません、ちょっと戻ってしまうんですけど、1 ページの下のパラグラフから 2 ページにかけての文章の流れが何となくぼてぼてとしてて気に食わないんです。

ダーティーボムの脅威も懸念されるようになり、これまでの核燃料物質だけでなく防護の対象に、で、「すなわち」ってあるんですが、「すなわち」って、こういうときこういうふうに使わないと思うんですね。この結果、こうした脅威に対する取り組みや防護ではなく、「核セキュリティ」と称されるようになりました、として、従来、これにはかくかくしかじかのもののみならず、これらは、対応を国が行動することが国際的にも要求されるとか、何かそんな流れになるのかな、ここ。日本語訳の問題なんで。

(内藤部会長) ちょっとよく理解できなかつたので、もう 1 回言っていただけますか。

(近藤委員長) こんなふうには「すなわち」は使わないということです。ここは、ダーティーボムの脅威も懸念されるようになり、これまでの核燃料物質だけでなく、あらゆる放射性物質が防護の対象となりましたと言い切ったほうがクリアになるのではないのでしょうか。と考えられるようになり、この結果、核物質防護という——これらの脅威に対する取り組みは核物質防護ということではなくて、もっと広い「核セキュリティ」とトータルされるようになりましたということで、実は終わっているんですよ。で、その次の文章は、その中身を詳しく言うだけ。

だから、「すなわち」を入れるならむしろここに入れるべき。すなわち、こうしたもののみならず、こうしたものも含めた対応とすることが国際的にも求められるようになりまして、こんな流れになると思うんですがね。

(内藤部会長) わかりました。ちょっと工夫させていただきます。

(板橋委員) 今のところで、ちょっと気づいたのですが。

(内藤部会長) 板橋委員。

(板橋委員) 「放射性物質の発散装置 (いわゆるダーティーボム)」ですが、発散装置はダーティーボムだけではないと思いますので、これは脚注におろして、「ダーティーボム等」にしたほうがよろしいのではないかと思います。散布型の装置もありますので。

(内藤部会長) 「いわゆるダーティーボムなど」にしたらだめですか。

(板橋委員) ええ、「など」でもいいです。

(内藤部会長) じゃ、「など」にさせていただきます。

ほかにございますか。

(近藤委員長) もう一つ。

(内藤部会長) はい、どうぞ。

(近藤委員長) ちょっと僕は記憶があいまいで、不法移転を盗取に統一したんですって。

(事務局：吉野企画官) はい。

(近藤委員長) 統一したならば、まだ残っている、一番最初の文章——1 ページのところの文章が。

(内藤部会長) 2 ページもそうですね。

(近藤委員長) 「従来より」から、1 ページの一番最初のところ。

(事務局：吉野企画官) 核物質に関しましては、従来、不法移転がやはり中心課題でございましたので、そこの流れでは不法移転で使っています。核物質及び放射性物質のときには、放射性物質の不法移転というちょっと概念が、核兵器の転用を意味しますので、あり得ないので、盗取というふうに例示をさせていただいているものでございます。

(近藤委員長) わかりました。

(内藤部会長) ほかに、ございますでしょうか。

それでは、戻りまして、3 ページの中ごろまで、2. の上までで、ございますでしょうか。

中込委員。

(中込委員) これは、今さらと言われるかもしれませんが、【核セキュリティの確保の対象】の中で、いわゆる防犯装置の、規定外、規定に必要な管理の外

にあるという、非常にいい表現だと思うんですけども、実際、これの検知のことについて、もっとしっかりやるべき、いわゆる国境での、ボーダーでの検知をしっかりやるべきということは全然書かれないのでしょうか。

世界では結構、国境での持ち込みとか、それから不法に持ち出されるということをいかに検知するかということが中心課題になっていますが、我が国にはそういった感覚がないのかなという気がしているんですけども。

(内藤部会長) それは、既に書かれていませんか。

(事務局：吉野企画官) 13ページの④、すみません、【国の管轄区域内及び国境における検知】という形で——管轄区域内というのはちょっとわかりにくくて申しわけありませんが、日本国籍の飛行機や船及び国境という形で表現させていただきます。

(中込委員) わかりました。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、3ページの下から、2. の——ちょっと長いので、5ページの制裁の前までですね、⑥まで、いかがでしょうか。

(近藤委員長) 4ページの④。

(内藤部会長) どうぞ。

(近藤委員長) 「一義的な責任は許可事業者にある。これらの」、この「これら」は要らない。「許可事業者は」ですね。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

よろしいようでしたら、5ページの⑦から6ページの下までいかがでしょうか。

岩橋委員。

(岩橋委員) せんだって、犯罪化というお話で、交告委員から「犯罪化」という言葉はあり得るという話があったので、私はあのときあえてそういうふうなことを申し上げなかったんですが、一応、「犯罪化」とか、「非犯罪化」という言葉は、行政企画官は造語かもしれないとおっしゃいましたけど、かなり既にもう使われている言葉でありますから、私は「犯罪化」でいいんじゃないかと思ってたんですね。

それで、そのときには、ただ、いい言葉があればと思ってたんですが、ただ、ここに出てきたのが「制裁」という言葉なんで、ちょっと「制裁」というのは違うんじゃないかなと思うんです。今使われているのは、やはり国家間の制裁とか、割と対等な間での制裁というのはあると思うんですけど、国が国民に対して可罰刑法をもって罰則を科すという行為と、「制裁」という言葉はちょっと合わないんじゃないかという感じが私はいたしまして、今日非常に違和感を感じたんで申し上げてみました。

(内藤部会長) ありがとうございます。

これは交告委員の案でもありますので、ちょっと相談させてください。

(岩橋委員) はい。

(内藤部会長) 前は「処罰」でしたっけ。

(岩橋委員) 犯罪化ですね。

(内藤部会長) いや、そうじゃなくて、その中身。

(岩橋委員) 懲罰を科すという終わり方だったんじゃないかな。

(内藤部会長) 懲罰。だから、例えば、その影響の重大性を適切に考慮した刑罰等の処罰を科すべきであるというような、何かそんな、ちょっと工夫させてください。

(岩橋委員) そうですね。

(内藤部会長) ほかの用語では、「可罰化」という言葉があるんですよね。

(岩橋委員) ええ、可罰化もありますね。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか、6ページの最後まで。よろしいでしょうか。

それでは、7ページ——大きな変化はないんですが、7ページと8ページの⑥まで、いかがでしょうか。

それでは、8ページの上のほう、4. から9ページの(防護措置の見直し)のところまで。

板橋委員。

(板橋委員) 9ページの③の4) 核物質等、関連施設及び関連活動並びに機微情報及び機微情報に係るIT設備を対象にした犯罪行為又は故意の違反行為の結果生じる被害の種類と大きさ、これは、機微情報だけではなくて、いわゆるサイバ

一テロみたいなものも含むと考えるとよろしいわけですね。

(事務局：吉野企画官) はい。「機微情報に係る I T 設備」ということで、機械への攻撃も守れということ。

(板橋委員) イランの核施設への攻撃みたいなものも含むと、そういう意味で書いてるのですね。

(事務局：吉野企画官) はい。

(板橋委員) それの対策について、何か書かれていましたでしょうか。機微情報のほうは書いてあったように思うのですが。

(内藤部会長) 何かアセットについても、どこかに入れてましたよね、忘れちゃったけど。

(事務局：吉野企画官) まさに、アセットとして入れたのはここでございます。

(内藤部会長) ああ、ここでしたっけ。そうか。

(板橋委員) サイバー攻撃に対する対策については、今、まさに旬な問題となっていますので、何かどこかに付記しておいたほうがいいのかなど。

(事務局：吉野企画官) 機微情報に係るアセット、ここで言う I T 設備を特に守れという表現はしておりません。防護の対象を選定する際に、この I T 設備についても、その重要度を評価せよ。評価して、大事であれば I T 設備も入れようという、そういう趣旨になります。

機微情報に関しましては、それに加えて特別に、5 ページの⑥のところですらにきちんと書いているということでございます。

(板橋委員) 機微情報に対する対策も非常に重要です。それと同様に、ここ最近、いわゆるサイバー攻撃に対する施設の対応が強化されつつあり、関係省庁においても検討がなされつつあるようですので、何か一言、サイバー対策を入れておいたほうが良いように思うわけです。

というのは、もちろん原子力発電所等において制御系とネット系が分かれているということは重々承知しているわけですが、ウイルス自体は必ずしもネットから入ってくるとは限らないわけです。例えば、制御系を動かすソフトの改訂のときに混入させられるとか、あるいは U S B からウイルスを混入させられることもあります。最近、各政府機関においても、いろいろな事案が発生しており、神経質になっている問題でもありますので、何か指摘しておいたほうが良いのかなと

いうふうに感じます。

(内藤部会長) ありがとうございます。ちょっと、じゃ、基本的考え方なり、あるいは指針、リコメンデーションですね。個別のリコメンデーションで、どんな触れ方をしているかによって、工夫しましょう。ちょっと目立ち過ぎるようだと局所肥大的になるので。

(板橋委員) そうですね。最近、いろいろな省庁でも取り組み始めていますので。

(内藤部会長) はい。ちょっと、ご指摘を踏まえて考えさせていただきます。

ほかにございますでしょうか。

8 ページの脚注で、「内部脅威者」の前に（必要に応じ）と入れたのは、何か意味があるんでしたっけ。

(事務局：吉野企画官) これは、放射性物質などの場合を想定して、すべての場合に内部脅威者を課すのは、やや厳しいかと思ったんですが。

(内藤部会長) わかりました。小佐古委員のご指摘ですね。はい、わかりました。

ほかにございますでしょうか。

それでは、9 ページの下といいますか、実質的には10 ページの上から、ちょっと長いんですが、12 ページの（訓練の実施及び計画の見直し）、5. の上まで、いかがでしょうか。

衣笠委員。

(衣笠委員) ちょっと発言そのものに迷いがあるんですけども、11 ページの⑥のところにかかわってくるかと思うんですが、そのところの最初の（計画の作成及び体制の整備）の最後のほうの文章で、「社会及び環境に対する悪影響を最小限に留めるための取組を含むべき」という、こういう表現に指摘されてるんですけども、私が今一番気になるのは、例えばダーティーボムにしる何にしる、幾つかの放射線に絡む提案が出たときに、そのときの——安全宣言であるとかいろんな対応が出てくるんですけども——そういうときの放射線の規定数値というか、そういう考え方と、今行っているものとは、一致するものなのかどうかというのがちょっと気になっているんですけども。

今福島で実際にとられている対応のそういう数値と、こういうテロが行われたときの、そういうときに対応する——こういう数値だから入ってはいけませんよとか、いろんなことが出てくると思うんですけど、それとは基本的に合うものか

どうかということに関しては、ここでは何も述べてないんですけど、やがてそれは、もしも実際に起こったときには、それが問題になるだろうなと思ったものですから、ここで議論するのがいいとか、そういう問題じゃなくて、そういうことに関して一言、述べるか述べないかわかりませんが、率直に言ってそれはちょっと気にしているんです。これ以上はうまく言えませんが。

(内藤部会長) はい、わかりました。今のいろんな規制値が、暫定基準と言いながら、それをすべての面に敷えんしているわけですよね。それがいいのかという、多分ご指摘で。

(衣笠委員) とか、もうテロのときも、同じ考え方で実際にやるのが最適なのかどうかも含めて。

(内藤部会長) 事務局、何かありますか。

(事務局：吉野企画官) いや、ないです。

(内藤部会長) じゃ、中込委員。

(中込委員) 今のは多分、現在での我が国の基本的になるのは治安の維持ですよ。だから警察へ来るんですけども、実際にテロってなると、もう一種の戦争みたいなものになりますよね。そうすると、国民保護の世界になりますよね。そうすると、自衛隊ということになると、自衛隊は、治安の維持のための自衛隊ではないと私は理解しているので、そうなってくると、そこの接点をどうするかというのが問題だろうという、そういう方向で議論するかどうかということだというふうに私は理解しているんです。それでよろしいんじゃないでしょうか。ここで、どこまで追求するかですね。

(衣笠委員) 今おっしゃっている意味はわかるんですけど、私がちょっと気にしたのは、直接それじゃなくて、「影響を最小限に留めるための取組」の中に、一番面倒なのは、今やっているいろんな数値を使ってきて議論してるんですけど、その考え方を、こういうテロのときにも同じように導入してやっていけるのかどうかという、そういうことに関する何か懸念は持っているんで、この表現だけでさらりとというのは、一つのやり方なんですけども、気になるというのが正直なところですね。

(内藤部会長) はい、吉野さん。

(事務局：吉野企画官) 今おっしゃっているのは、5章の管理外の場合のことを

特に衣笠委員は想定されていらっしゃるんだと思いますけども、いわゆるダーティーボムなどが行われた場合には、機動隊のNBC対応の部隊でございますとか、自衛隊のNBC対応の部隊などが出てきて、一定の規制区域を設けることになっております。

その規制区域を設ける際の数値、ちょっと私、今記憶しておりませんが、それは基本的に既に何らかの数値が定められていて、それに沿って規制区域を設けて、その中にいる人間は、もちろん隊員自身の防護の観点もあるんですが、可能な範囲で全部外に避難させるといったような形で、実際の訓練などが行われているところでございます。

(板橋委員) 今のことに関連して、確か国民保護法の世界からいくと、武力攻撃事態と緊急処理事態では、これはそもそも対応が異なってくるわけですよね。

武力攻撃事態——国民保護法のスキームに乗せるかどうかは別として、衣笠委員が今言われたことは私もちょっと気になっていまして、原災法との関係で、原災法上は、例えば原子力発電所が乗っ取られたという事態においては、別に原災法上の10条通報でもないし、15条通報でもないわけですよね。

乗っ取られた時点で、場合によっては放射性物質が漏えいする可能性があるわけですがけれども、今の法的な仕組みだと、単純なことを言うと、境界付近で5マイクロシーベルト、これで初めて10条通報になるわけですよね。15条通報だと500マイクロシーベルトですね。こういう現象が起こらないと、原災法のスキームには乗らない。

本当は、恐らくそのおそれがあるわけですから、乗っ取られた時点で、国民保護法だけではなくて、原災法のスキームに乗せるようなものが必要なのではないかなと私は考えているわけですが、その10条通報とか15条通報の中に、そういった要素を入れていく必要があるのかなというふうに考えているのですが。

(事務局：吉野企画官) そこに関しましては、発生する、ないしはその発生するおそれがあるという判断を、そしてあの場合には発電所の事業者がして、通報した段階から国民保護法のスキームが動き始めまして……

(事務局：吉野企画官) おそれがあるんだから、あれは国民保護法で、保護法が動き始めて、国民保護法の中で原災法を引用しておりますので、10条通報ないしは15条通報のその状況に応じて条文が引用されて、原災法が実質的には発動

されるという形になっております。ただ、法律の立て方としては、国民保護法の中で原災法を引用しているという形でございます。

(板橋委員) でも、線量じゃないと思うんですよ。

(事務局：吉野企画官) だから、テロ攻撃の場合には、線量基準じゃなく、おそれがあるかないか、ないしは現に発生してしまったかという、事実ないしは事実のおそれで、それが発動できるようにしております。

(板橋委員) それは、現行法でも、そういう形になっているということですね。

(事務局：吉野企画官) はい。

(内藤部会長) ありがとうございます。

今のところはよろしいでしょうか。

(近藤委員長) 衣笠さんの問題提起は全くまともな問題提起なんだけど、事実関係をちょっと調べてみてください。これ、私はつながっていると理解をしてるんですけど、つながってなかったら、せっかく後書きで今のことにメンションしていますから、その中の一部で読めるようにして、後からケアすることでもいいのかと。

(内藤部会長) 衣笠委員。

(衣笠委員) 発言した一番の趣旨は、生活に直結する——経済活動とかいろんなものに直結してくるわけですね、起こった場所によっては。そのときに、これだけの線量になったからいいよとか、もう再開するよとか、いろんなことが出てくるときに、今やっていることと整合——そのときはこうやっていて、こっちはよかったのに、こっちはどうしてだめなのとか、いろんな議論が今後出てくる可能性があるんで、その辺のところの懸念を私はちょっと申し上げてみたかった。

以上でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、12ページの上までいったということで、5.に入ります。5.の12ページから13ページの下、⑤まで、いかがでしょうか。

13ページの③なんですが、括弧の中はミッシングのことを言ってるらしいんですが、先ほどの説明では、規制上必要な管理の外にあるということで一括して読めるということでしたので、括弧の中は書かずもがなということで、削除させ

ていただきます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、次に進みまして、14ページ、15ページの「おわりに」の前までですね。

中込委員。

(中込委員) 必ずしも14ページだけじゃないんですけども、全体を通して、先ほどの国という位置づけですね、これがよく整理されるということなんですが、実はこれまでの文章を見ますと、「規制行政機関は」という主語になっていたり、「国は」というのがあったり、いろんなのがまじっているので、それを考えていただくときに、国と規制行政機関と、それから関係何とか機関とかというのは、どういう位置づけかということを確認しておいていただきたいというふうに思っているわけです。

(内藤部会長) ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

(近藤委員長) ちょっと戻っていいですか。

(内藤部会長) はい、どうぞ。

(近藤委員長) さっきのITにかかわる問題に関してですけれど、8ページの脚注で、脅威の定義をして——これ定義なのかどうかもよくわからないけど、例示もあるから。—「核物質等、関連施設及び関連活動を対象とした」というようにありますね。これが定義としますと、8ページの下③から、9ページ上について、リスク評価する対象物としてですね、3)が「核物質等、関連施設及び関連活動の特徴」ですけれど、4)になると、にわかに「核物質等、関連施設及び関連活動並びに」ときて、情報、設備云々と、これ、「並びに」で分けて書いてあるんですよ。

だから、脅威の定義はこの関連活動までなんですけれども、そのリスクを評価するときには、それを超えて「並びに」の節までが入ってくることになっている。この構成、若干不完全じゃないのかなと思うんですけどね。リスク評価、幅を——それを超えてやれと言っていないながら、脅威の定義にはそれが入っていないということだから、どうしたものかなと。

13の脚注は、これはどういう趣旨ですか。「など」なんてついているから、単なる例示のつもりですか。

(事務局：吉野企画官) 脅威を定義し切ることはちょっと難しいので、例示させていただいております。特にここは、単にその行為、脅威——いわゆる破壊行為だけではなくて、その破壊行為を企てようとする脅威者、それは外部、内部を問わず、そういったものの特定も脅威として認識せよという趣旨で、脚注をつけさせていただいたものでございます。

(近藤委員長) 今、サイバーセキュリティにかかわるところが非常に、9ページの4)では極めて明確に読めると私は思うんですけど、その脅威が13では抜けちゃっている。13は別の意味を持った脚注なのかという質問でなんですけど。脚注13が必要かどうかということも含めて、考えたらどうなのかなと思うんですけど。

(内藤部会長) ちょっと工夫いたします。ありがとうございます。

もとに戻りまして、14ページのところはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

それでは、15ページの6.の「おわりに」という、16ページの最後まで。

ございませんでしょうか。

それでは、まだ積み残しになっているところ、今日いただいたご意見で文言が確定していないところがございますが、それにつきましては部会長にご一任いただきまして、今日のご意見を踏まえた修文にさせていただきたいと思っておりますし、また原子力委員とも相談しながら、パブコメに出す(案)を作成させていただきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(委員) 「はい」

(内藤部会長) ありがとうございます。

それでは、次の議題に入らせていただきます。次の議題は、技術検討ワーキング・グループでの検討の進め方についてでございます。

第21回の部会におきまして、技術検討ワーキング・グループを設置することを決定いたしました。今般、そのメンバーを決めましたので、技術検討ワーキング・グループでの検討の進め方につきまして、事務局からご説明いただきます。

(事務局：吉野企画官) それでは、簡単でございますが、資料の第3号をご覧ください。ただければと思っております。

技術検討ワーキング・グループのほうでございますが、専門部会長ともご相談

の上、委員の構成を、ここの1. にございますような形で決定させていただきました。青山委員、飯田委員、板橋委員、岩橋委員、そして宇根崎委員、京都大学原子炉実験所の教授でございまして、研究炉のいわゆる核物質防護をされている方でございます。また、交告委員、櫻井委員、学習院大学法学部教授でいらっしゃいますけれども、いわゆる法律用語で言いますと「公物管理」と呼ばれている、公共空間の管理ないしはそういった空間の防護、いわゆる安全保障といったような観点を、法律的な観点からご研究されている方でいらっしゃいます。そして、中込委員という形で、今後ワーキング・グループの議論を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

ちなみに座長につきましては、専門部会の規定を準用いたしますので、第1回で互選して決定するという形になるかと考えております。

検討スケジュールのほうでございますが、事務局といたしましては、第1回のワーキング・グループに、以下のような形でご提示させていただきたいと今考えているところでございますが、第1回をできるだけ速やかに開かせていただきまして、福島第一原子力発電所事故を踏まえた防護上の課題の議論を進めさせていただきたいと思っております。

また、そもそものワーキングの設置の根本でございます特に勧告文書の中でのRev. 5に関しましては、早急に、まずはその内容、ポイントのご紹介をさせて、そちらのほうの議論もスタートするという形をきっちりとりたいと考えているところでございます。

第2回、9月が1回か、もう1回ぐらい、もしかしたら追加されるのかも、とは考えておりますが、福島第一原子力発電所事故を踏まえた防護対策の強化につきましては、速やかな提言が求められているということでございまして、中間報告という形で、ワーキング・グループのほうでご議論いただきまして、当専門部会のほうに報告していただくということでお諮りしたいと考えております。

それ以降は、来年3月の核セキュリティ・サミットに向けまして、INF CIR C / 225 Rev. 5を中心に、そのほか、合計3つの勧告文書の対応方針につきましてできるだけ審議を進めさせていただいて、2月ぐらいには取りまとめ、当専門部会へご報告いただければというふうに進めたいと考えております。

以上でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ただいまのご説明に基づきまして、ご審議いただきます。

どうぞ、近藤委員長。

(近藤委員長) 対応方針についてという意味は。

(事務局：吉野企画官) すみません、国内のインプリメンテーションという意味でございまして、勧告文書の国際文書に対して意見を言うという意味ではございません。ちょっと表現が誤解を招く表現でございますので、考えさせていただきます。

(近藤委員長) はい。対応方針で、それはインプリメンテーションの方針ではなくて、こういうふうにしますとか、しましたとか、過去形で書いていただけると一番ありがたいのですがね。

これからしますという文章をワーキング・グループにつくってもらっても困る。そんなぜいたくなことを言わんでといわれるかもしれませんが、できれば、最低でも、スケジュールとかが必要なのかなと。

と申しますのは、先年のワシントンのサミットでは鳩山総理が国際的なルールを、ある意味では率先して取り入れていくと表明したと思うんですね。

次の核セキュリティ・サミットは3月ですが、ソウルであるわけですから、そこでまた同じことを言うのか、あるいはもう済みましたと言うのかということでは非常に大きな違いになるので、済まない、済んでないにしても、済む見通しは明らかであるとかということぐらいまで言えるようにするということが最低限必要かなというふうに思って、勝手なことを言っていますが。

(内藤部会長) 一字変えて、「対応方策」とすればよろしいのでしょうか。

(近藤委員長) 表現より中身のほうが。希望どおりならいいんですけど。

(内藤部会長) はい、わかりました。ワーキング・グループの審議に当たっては、ぜひそういうことを頭に入れて審議していただきたいと思います。

それから、9月の中間報告は、とりあえずは1 Fの事故で明らかになった課題についての対応策ということが中身ですね。INFCIRC/225 Rev. 5の方策については、第3回以降、引き続きまだ検討する、そういうことですね。

(事務局：吉野企画官) そのようにご提案しようと考えております。

(内藤部会長) はい。ありがとうございます。

ほかに、皆様のほうから何かございますでしょうか。

よろしいようでしたら、この（案）で、先ほどの近藤委員長からのご留意点も踏まえながら進めさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

本日は、核セキュリティの確保に対する基本的考え方の（案）についてご審議いただきました。

先ほど申し上げましたが、今日いただいたコメントを踏まえて事務局において修文をつくり、またそれを、最終的な表現につきましては部会長に一任させていただくということで進めさせていただきます。

それでは、事務局のほうから、今後の予定についてご説明願います。

（事務局：加藤補佐）それでは、今後のスケジュールにつきましてご説明させていただきます。

本日のご議論を受けまして、基本的考え方につきまして、部会長にご承認いただきまして、この（案）につきましては、通常の手続といたしましては、本部会から国民の方々へ意見公募を行うこととなります。意見公募の期間といたしましては3週間程度を予定しておりまして、準備が整いましたら、すぐに実施したいと考えております。

それで、次回の原子力防護専門部会ですけれども、3週間程度の意見公募の後になりますので、ご意見の状況にもよりますが、この報告書の審議につきましては、8月末ごろの開催を考えてございます。

その後、報告書の詳細の説明につきましては別途調整いたしまして、公表させていただく形になってございます。

以上でございます。

（内藤部会長）ありがとうございました。

今後の予定につきましては今事務局からのご説明のとおりであります。意見公募、パブリックコメントの求め方につきましては、従来の原子力委員会における方法を踏まえまして進めさせていただきますので、具体的なことにつきましては部会長に一任させていただきたいと思えます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

（事務局：加藤補佐）それでは、連絡事項ですが、本日の議事録につきましては、事務局で（案）を作成いたしまして、出席者の方々にご確認をいただきます。

公表につきましては、本日の会合は公開で行っておりますことから、議事録を公表させていただくことで考えてございます。

以上でございます。

(内藤部会長) (案) の確定までに数日かかるとして、3週間、パブコメの期間、それからそれをまとめてというと、8月の末といったらかなり厳しい日程だと思いますけれども、精力的に進めるということですので、次回の開催は約1カ月後ということで、パブリックコメントを踏まえた報告書についてご審議いただければと思います。

日程につきましては、先ほどありましたように、事務局から後ほどご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の審議は、これで終了いたします。長時間、ご審議ありがとうございました。ご協力ありがとうございました。